

資料 4

## ヒヤリング関連資料

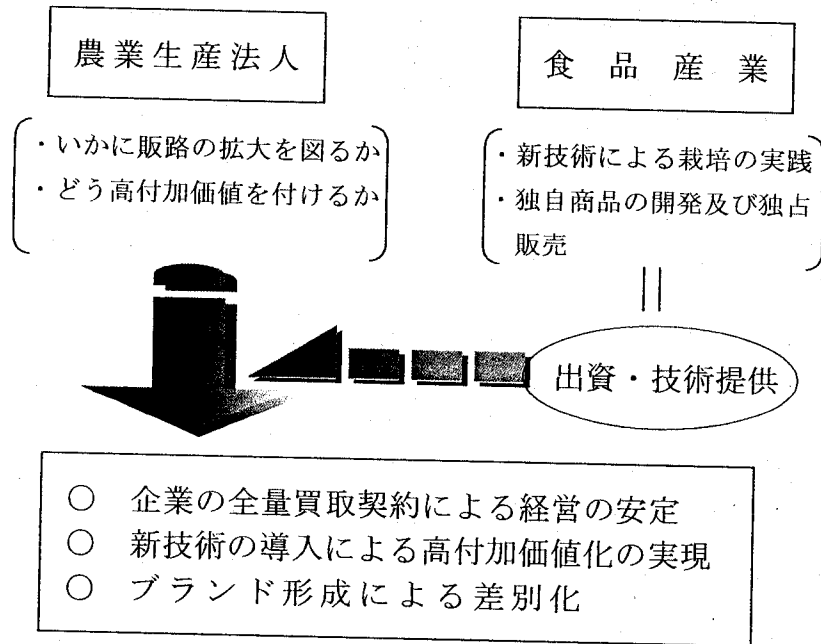
農業者の経営概要 .....	1
(有) 世羅菜園の概要 .....	2
農業会議所要望等資料 .....	4
全国農業協同組合中央会要望等資料 .....	1 0
(社) 日本農業法人協会要望等資料 .....	1 9
(社) 全国農地保有合理化協会要望等資料 .....	2 2

## 農業者の経営概要

経営体	板垣栄一	新潟県神林村
経営規模	経営耕地面積20.9ha 水稻17.0ha、ソバ3.2ha、作業受託8.7ha 等	
経営の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和55年に兼業農家から専業農家となり、借地や作業受託により規模拡大を進めてきた。平成元年に農場名を「新耕農産」と命名し、天候に左右されない経営を目指している。</li> <li>・ 平成2年に冬期間の就労対策として地元特産である塩引き鮭の加工事業を開始、また平成4年にJR沿線沿いのカメムシ請負防除を始め、2名の通年雇用が確保された。</li> <li>・ 一層の効率的な就業体制を目指し、平成8年には農産加工部門、平成11年には花の鉢物生産を開始し、主担当を明確にするなど徹底した労務管理と臨時雇用労力として集落の高齢者の労力活用を図るなど地域と調和を重視した経営を展開している。</li> <li>・ 米の販売は農協出荷を中心に、一部を自己販売と製菓会社との間の契約栽培を行っている。加工品は大手百貨店や地元業者と取引し、新聞への広告掲載やダイレクトメールなどマーケティング活動を展開し、財務管理部門と部門担当を明確にするなど、限りなく法人に近い企業的な雇用型経営へ転換している。</li> <li>・ 今後の取組として、更なる規模拡大や経営の法人化を検討している。また、農産加工等の稲作以外の充実を図り、経営の多角化を推進したいと考えている。</li> <li>・ 平成12年度認定農業者表彰農林水産大臣賞受賞</li> </ul>	

経営体	市村利男	栃木県黒磯市
経営規模	経営耕地面積30.0ha 水稻15.0ha、麦15.0ha、大豆15.0ha	
経営の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自作地の場合は、稲-稲-麦-大豆3年4作の合理的な作付体系を確立し、土地利用の高度化を図っている。転作田の作業受託を含む借地の場合は、は種時期や前作物により、は種方法や施肥量を変えるなど、作付体系に合った栽培方法による高収量等の実現に取り組んでいる。</li> <li>・ 作業効率を上げるため借地面積の85%を自宅から4キロ以内に集積している。</li> <li>・ 収量、品質向上のために、近隣の畜産農家との連携（稲わらとたい肥の交換）を図り、完熟たい肥の投入による地力向上に努めている。</li> <li>・ 機械利用の効率化を図るため、平成8年度に土地利用型大規模経営農家2戸とともに機械利用組合を結成し、麦・大豆の播種機、中耕培土機及び大豆コンバインの共同利用。さらに、大豆の収穫と麦のは種については、収穫班とは種班に分けて組作業を実施しており、省力化と作期競合の軽減に取り組んでいる。</li> <li>・ 畦畔の雑草処理や大豆の選別にはシルバー人材銀行を活用している。</li> <li>・ 経営の多角化を推進しており、農閑期を利用したミソづくりに取り組み、昨年より「夫婦（めおと）麦みそ」として販売している。</li> <li>・ 今後の取組として、更なる規模拡大、付加価値の高い産物の生産と販売、土地利用型農業法人の設立等を考えている。</li> <li>・ 平成12年度農林水産祭天皇杯受賞</li> </ul>	

農業生産法人 (有) 世羅菜園



-2-

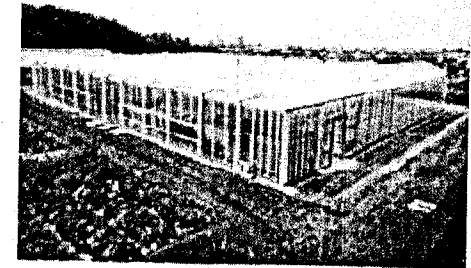
- 設立：平成12年3月
- 資本金：5,000万円
- 構成員：農業者3名(90%)、大手食品産業(10%)
- 業務内容
  - ①農業経営 トマト生産 2.87ha
  - ②農産物の販売 規格外トマトの販売
- 従業員：常時雇用4名(ピーク時40名)

○特徴

栽培契約に基づき、(有)Sが、生産したトマトを大手食品産業K(株)に全量出荷。K(株)が加工又は生食用販売を実施。この全量買取契約により、経営の安定が実現。また、トマト苗生産は地区内のS農業生産法人に委託することにより、長期生産(10ヶ月)が可能。

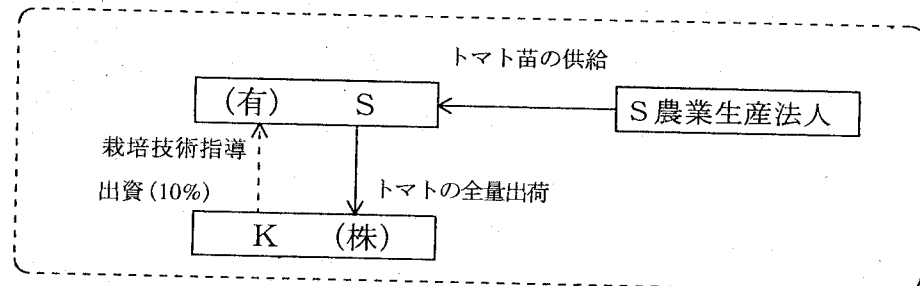
トマト生産計画(平成17年度目標)

作付面積	2.87ha
総収量	925 t
販売額	289,649千円



(補助事業)

事業名：平成12年度経営構造対策事業  
 事業内容：温室(農業用機械)、集出荷貯蔵施設  
 事業費：1,016,150千円(うち国庫補助金531,500千円)



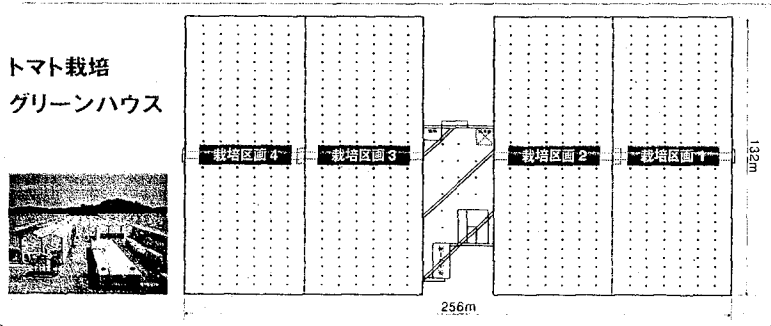
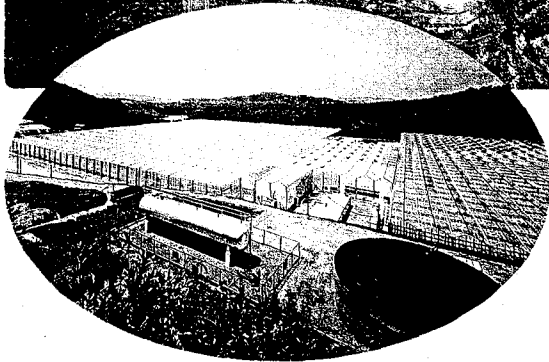


# 新しい技術が詰まった ハイテク菜園

農業分野においても国際化の波が押し寄せ、近年生鮮野菜の輸入が急増しています。

これからは国内農業にも世界レベルの先端技術を導入し、国際競争に耐えうる大型施設園芸への転換が必要になります。

また小さな圃場での家族的経営から、海外のような大規模圃場による企業の経営へ飛躍する必要があると私たちは考えます。



## 1 トマトと作業者の快適空間を創出

前例のない大規模施設園芸を実現。高天井の施設で、作業性と採光性を両立させた。また、作業者の快適性を高めるための空調設備も導入された。

## 2 農作業の高度化と快適な作業の追求

作業効率を向上させるための高度な技術と設備を導入。作業の負担を軽減し、作業者の健康と安全を確保する。また、作業の快適性を高めるための空調設備も導入された。

- 作業効率を向上させるための高度な技術と設備を導入。
- 作業の負担を軽減し、作業者の健康と安全を確保する。
- 作業の快適性を高めるための空調設備も導入された。

## 3 農村生産者にも対応可能な環境保全型農業

環境保全型農業を実現するための技術と設備を導入。環境に優しい農業を実現し、農村生産者にも対応可能な農業を実現する。また、環境保全型農業を実現するための技術と設備も導入された。

- 環境保全型農業を実現するための技術と設備を導入。
- 環境に優しい農業を実現し、農村生産者にも対応可能な農業を実現する。
- 環境保全型農業を実現するための技術と設備も導入された。

## 4 全自動化されたハイテクコンピュータ栽培

全自動化されたハイテクコンピュータ栽培を実現。作業効率を向上させ、作業者の負担を軽減する。また、作業の快適性を高めるための空調設備も導入された。

## 5 産地包装で店頭へ直送

産地包装で店頭へ直送を実現。新鮮な野菜を店頭へ直送し、消費者の健康と安全を確保する。また、産地包装で店頭へ直送を実現するための技術と設備も導入された。

「意欲ある担い手が夢と希望の持てる経営政策の確立等に関する提案」(抜粋)  
(平成14年5月30日・平成14年度全国農業委員会会長大会)

II 担い手・経営政策の確立に関する提案

1. 担い手の創意工夫を活かす経営政策の確立

(2) 優良農地の確保と経営視点に立った利用集積の推進

高齢化等による担い手構造の変化とともに、農地利用のあり方に対する意識の変化がみられてくるなかで、優良農地を確保し効率的な農地利用を加速的に推進するため、以下の対策を講じること。

① 経営確立の視点に立った農地利用集積の促進

土地利用型農業の担い手の規模拡大意欲の減退が懸念されるなかで、担い手の経営確立を支援する観点に立った農地利用集積対策の一層の推進が求められている。

とりわけ、認定農業者等のコスト低減や省力化に結び付く農地の面的集積を集落の合意形成を図りながら積み上げていく取り組みを助長する対策を講じる必要がある。

ア. 利用集積の活動実績に応じた支援

農地の利用集積対策については、平成14年度において全国一律的な事業から対象地域を明確にした地区採択方式にするとともに、農地利用のプランづくりに重点をおいた事業に転換された。しかし、策定したプランを農村現場において実現するためには、農地の受け手と出し手の利害調整や集落の合意形成のための取り組みが不可欠である。

このため、「農地利用プラン」の策定地域において、担い手への面的集積を支援する促進員を設置するとともに、活動実績に応じた費用弁償等の支援措置を講ずること。

イ. 農場型の農地利用集積を推進するモデル事業の創設

土地利用型農業において規模拡大してきた経営体の多くが圃場の分散による管理コストの増加や作業効率の低下に悩んでいる状況を踏まえ、個別の経営体に着目した農場型の農地利用集積を条件に、利用権の交換の調整や面的集積を助長する支援措置（畦畔除去等の簡易な土地条件整備を行うミニハード事業を含む）を総合的に実施する緊急モデル事業を創設すること。

② 経費負担のルール化を含む遊休農地解消対策の体系的整備

農業委員会では組織をあげて遊休農地の解消のための指導等に取り組んでいるが、不在村の農地所有者が増加していることや遊休農地解消のため

の経費負担のルール化等が未整備であることなど困難な課題を抱えている。

このため、遊休・耕作放棄地解消のための管理経費の負担を含む農地所有者との調整や、認定農業者等の担い手やシルバー人材センター、農作業受託集団等との連携による遊休・耕作放棄地解消などのための支援措置の体系的整備を図ること。

### (3) 地域農業を担う農業法人・営農組織の育成

① 任意組合等が経営の強化に向けて法人化する場合の税制特例措置の創設  
国の補助等を受けて施設・装備を取得した任意組合等が法人化する場合、贈与税、譲渡所得税等の課税問題が発生し、改善を求める意見が強い。このため、地域の農業生産を担う任意組合等が経営の拡充・強化をめざして法人化する場合、当該施設・装備等を円滑に継承するための税制特例措置を創設すること。

② 同一地域に複数の設立を認める特定農業法人制度の改正

農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人について、同一地域に営農類型に応じて複数の農業生産法人を認めることについての制度改正を行うこと。

## III 国民合意に向けた農業・農村づくりに関する提案

### 2. 都市農業の振興と都市農村交流の推進

農業・農村への理解促進と都市住民の農業に対する関心の高まりなど消費者ニーズへの迅速な対応を図る観点から、以下の都市農業の振興対策および都市農村交流の推進措置を講じること。

#### (1) 農地保有合理化法人による市民農園、学童・福祉農園等の推進

農業が持つ教育的な機能や医療的な効用など多面的な機能についてのニーズに、秩序ある形で機動的に対応するためには、農地保有合理化法人による市民農園の開設や学童農園・福祉農園、地域の特徴を活かした滞在型市民農園等の積極的な推進を図る等の措置を講ずること。

#### (3) 消費者参加型の農業生産法人設立等への支援

消費者参加型の農業生産法人の設立や援農ボランティアによる取り組み等を支援することを通じて、都市農村交流を推進すること。

**農業委員会系統組織・活動の改革に関する特別決議（抜粋）**  
（平成13年5月31日・平成13年度全国農業委員会会長大会）

II. 事業の重点化と組織改革の推進

市町村農業委員会および都道府県農業会議、全国農業会議所は、優良農地の確保と有効利用、認定農業者等の意欲ある担い手の確保・育成等の役割・機能を十分に果たすことと、組織運営の効率化の視点に立って、事業の重点化と組織改革の推進に積極的に取り組むこと。

1. 市町村農業委員会

(1) 事業の重点化

① 農業者や地域の声を代弁し、実現する取り組み

土地（農地）利用に係わる課題や認定農業者、農業者年金制度など担い手対策、経営安定対策に係わる課題等について系統組織の声を結集し、提案・実践型で市町村・都道府県や国の政策に反映させる取り組みを強化すること。このため、毎年全国の農業委員会で認定農業者との意見交換会を実施するなど、農村現場の声を積み上げその実現に向けて取り組む。

② 認定農業者など担い手への支援の取り組み

地域の世話役として認定農業者等の担い手の相談窓口としての役割を果たすため、地域ごとに農業委員と担い手との日常的なつながりを強化するとともに、中山間等の担い手不足地域において、集落営農や特定農業法人づくりへの積極的な取り組みを推進すること。また、認定農業者の組織化や簿記記帳・青色申告など経営管理能力の向上、家族経営協定や法人化などへの支援を強化すること。

③ 「農地を守り、活かす」ための地域運動への取り組み

農地法等の厳正な実施と併せ、「農地を守り、活かす」ための地域運動を提唱し、関係機関・団体とも連携して、優良農地の確保と認定農業者等の担い手への農地利用集積、遊休・耕作放棄地の解消等の取り組みを強化すること。このため、地域毎の担当農業委員の農地パトロール等による農地利用の総点検と農地基本台帳の整備（電子化）、地図情報システム等の導入を推進すること。

④ 「農」と「住」の調和のとれた農村地域づくりと「食」と「農」への国民理解に向けた取り組み

自治体が策定する総合的な土地利用計画や整備計画に積極的に参画していくとともに、都市住民や教育・福祉現場などでの農地利用を秩序ある形で進めるための組織的検討や実現のための活動を推進すること。併せて、WTO農業交渉での日本提案の実現に向けた運動を推進していくこと。

(2) 組織改革の推進

① 農業委員の地区担当制の整備と徹底

農業委員の担当地区を明確化し、①遊休農地・無断転用等の点検、②認定農業者等の農地の利用権設定等の意向や農地所有者からのあっせん希望等の把握と調整、③認定農業者の掘り起こし（経営改善計画作成への協力）や同計画の達成状況の把握などの活動を行うこと。

②農業委員定数の適正化

農業委員定数の適正化は、農業委員会等制度研究会報告の指摘を踏まえ、農業委員会系統組織として見直しの目標をもって取り組む必要があるが、その場合、地域の実情や条件を十分に踏まえた検討を行い、結果の積み上げを図ること。また、必要に応じ、集落との結び付きや農業委員協力員の設置等の体制づくりについての検討を行うこと。

③青年農業者・女性等の選出の推進

女性・青年農業者及び認定農業者等の選挙委員への立候補の促進、選任委員への登用を促進する取り組みを推進すること。特に、1農業委員会に複数の女性農業委員の設置を目標に取り組むこと。

④農業委員会の広域連携システムの確立

認定農業者等の担い手の市町村の範囲を越えた農地利用等を積極的に支援する日常的な広域連携のための体制（仕組み）を整備するため、都道府県毎に方針を定めた取り組みを推進すること。

平成14年7月12日

農林水産大臣  
武 部 勤 殿

全 国 農 業 会 議 所  
会 長 松 垣 徳 太 郎

農地制度の見直しに対する強い懸念の表明と  
慎重な検討に関する申し入れ

農林水産省の「食と農の再生プラン」を推進する具体的方策として、「構造改革特区」や「市町村条例を主体とした新たな土地利用調整の枠組み」など、詳細は明らかではないが農地制度の見直しが大きな論点になっており、農村現場に不安と動揺が広がっている。

いうまでもなく、農業政策の目的は、国民へ安全な食料を安定的に供給するため、わが国の農業・農村を守り発展させることであり、その基礎となるのは農地を農地として守り、活かすことである。

農地はかけがえのない有限な資源であり、一度無くしてしまえば元に戻らないだけでなく、食料・農業・農村基本計画で掲げた食料自給率目標の実現も困難にさせる。単に規制緩和や地方分権の観点から農地制度を見直すことは、地域の土地利用のみならず農村社会を混乱させ、「農地の無法地帯」を生み出す恐れがあり、将来に大きな禍根を残すことになりかねない。

農地行政の一端を担う農業委員会の系統組織である全国農業会議所としては、わが国農業・農村を振興させるため、農地を守り、農業者の経営を確立する観点から、今回の農地制度の見直しの動きについて次のような強い懸念を持つものである。

1. さらなる株式会社の農業参入に対する懸念

- (1) 株式会社の農業参入については、国会等の場における激しい議論を経て、昨年3月施行の改正農地法により株式会社形態（株式の譲渡制限のあるものに限る）を追加した新たな農業生産法人制度がスタートしたところであり、今回の「特区」や「食と農の再生プラン」の推進において、株式会社一般の農業参入を構想しているのであれば、あまりにも唐突であり農村現場に不安と混乱を招くことが懸念される。